採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令（平成二十六年政令第百九十二号）の一部を次のように改正する。

別表国税専門官採用試験の項下欄第一号中「税務に関する分野における知識及びその関連分野における」を「次のイ又はロに掲げる」に改め、同号に次のように加える。

イ　税務に関する分野における知識及びその関連分野における知識

ロ　イに掲げる知識及び情報処理に関して必要な知識

別表国税専門官採用試験の項下欄第三号中「第一号に規定する」を「第一号イ又はロに掲げる」に改める。

附　則

この政令は、令和五年二月一日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年七月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百五十八号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）附則第一条本文及び第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の施行期日及び同法附則第一条第一号に掲げる規定の施行期日は、令和四年八月一日とする。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　金子　恭之
法務大臣　古川　禎久
外務大臣臨時代理
国務大臣　山口　壯
財務大臣　鈴木　俊一
文部科学大臣　末松　信介
厚生労働大臣　後藤　茂之
農林水産大臣　金子原二郎
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　山際大志郎
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
環境大臣　山口　壯
防衛大臣　岸　信夫

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年七月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百五十九号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令

内閣は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）の施行に伴い、この政令を制定する。

（地方税法施行令の一部改正）

第一条　地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の九の十二中「第十五条第一項第三号から第五号まで」を「第十五条第一項第四号から第六号まで」に改める。

第五十一条の十五の八中「第三号から第五号まで」を「第四号から第六号まで」に改める。

（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令の一部改正）

第二条　科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令（平成二十年政令第三百十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二の十の項中「第十五条第一項第六号」を「第十五条第一項第七号」に改める。

附　則

この政令は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の施行の日（令和四年八月一日）から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　金子　恭之
文部科学大臣　末松　信介

内閣府本府組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年七月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百六十号

内閣府本府組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条第三項及び第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中第四十八号を第五十号とし、第四十号から第四十七号までを二号ずつ繰り下げ、同条第三十九号中「第十四条第十号」を「第十四条第十二号」に改め、同号を同条第四十一号とし、同条中第三十八号を第四十号とし、第二十五号から第三十七号までを二号ずつ繰り下げ、第二十四号を第二十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十六　経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定重要物資の安定的な供給の確保及び特定社会基盤役務の安定的な提供の確保並びに特定重要技術の開発支援及び特許出願の非公開に関すること（他省及び金融庁の所掌に属するものを除く。）並びに安全保障の確保に関する経済施策の総合的かつ効果的な推進に関する事務に関すること。

第二条中第二十三号を第二十四号とし、第二十二号を第二十三号とし、第二十一号を第二十二号とし、第二十号の次に次の一号を加える。

二十一　経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）に基づく経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進のための基本的な政策に関する事項について行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）。

第三条第一号中「（昭和二十二年法律第五号）」を削る。